

清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価について

1 厚生労働省におけるこれまでの検討状況

ミネラルウォーター類の消費量の増大、FAO/WHO 合同食品規格委員会（コーデックス委員会）におけるナチュラルミネラルウォーター及びボトルド／パッケージドウォーターの規格の設定、水道法の水質基準の見直しの動向等を踏まえ、平成14年10月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において清涼飲料水（ミネラルウォーター類等）の規格基準の改正について検討を開始した。平成14年10月及び11月の2回の審議を行い、化学物質に係る基準について、対象を原水から製品とすること、更にミネラルウォーター類を加熱殺菌等の処理がなされたもの（コーデックス規格のボトルド／パッケージドウォーターに相当）と無殺菌・無除菌のもの（コーデックス規格のナチュラルミネラルウォーターに相当）の2つに区分して、各々について検討を進めていくこととされた（最終的に分類するかについては、化学物質に係る基準の設定状況等により決定することとされた）。また、基準設定に当たっては、水道法の水質基準^注やWHO 飲料水ガイドラインの改正状況を踏まえて検討を行っていくこととされた。

平成15年7月1日の食品安全委員会の発足に伴い、同日付で「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること」について諮問を行った。

注）水道法水質基準は、平成15年5月30日に改正

2 国内外におけるミネラルウォーター等に関連する規格基準

- ナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス規格
- ボトルド／パッケージドウォーターに関するコーデックス規格（WHO 飲料水ガイドラインを準用）
- 水道法の水質基準及び水質管理目標設定項目

3 食品安全委員会へ食品健康影響評価について意見を求める項目（別紙）

- 化学物質 48項目
（水道法の水質基準30項目、水道法の水質管理目標設定項目17項目、ナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス規格16項目（うち15項目は水道法と重複））
- 農薬 93項目
（水道法の水質管理目標設定項目で目標値が定められている農薬の中で評

価資料がないものを除く 7 1 項目、ボトルド／パッケージドウォーター
に関するコーデックス規格の農薬 3 5 項目（うち 1 3 項目について水道
法と重複）

(別紙)

<化学物質>

1. カドミウム^{注)}
2. クロム (6 価)
3. 水銀
4. セレン
5. 鉛
6. ひ素
7. シアン
8. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
9. ふっ素
10. ほう素
11. 四塩化炭素
12. 1,4-ジオキサン
13. 1,1-ジクロロエチレン
14. シス-1,2-ジクロロエチレン
15. ジクロロメタン
16. テトラクロロエチレン
17. トリクロロエチレン
18. ベンゼン
19. 臭素酸
20. クロロホルム
21. ジブロモクロロメタン
22. ブロモジクロロメタン
23. ブロモホルム
24. 総トリハロメタン
25. クロロ酢酸
26. ジクロロ酢酸
27. トリクロロ酢酸
28. ホルムアルデヒド
29. 銅
30. マンガン
31. アンチモン
32. ウラン
33. ニッケル
34. 亜硝酸性窒素
35. 1,2-ジクロロエタン

36. トランス-1,2-ジクロロエチレン
37. 1,1,2-トリクロロエタン
38. トルエン
39. フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)
40. 亜塩素酸
41. 塩素酸
42. 二酸化塩素
43. ジクロロアセトニトリル
44. 抱水クロラール
45. 残留塩素
46. 1,1,1-トリクロロエタン
47. メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)
48. バリウム

注) カドミウムは別途、食品安全委員会に諮問中である。

<農薬>

1. チウラム
2. シマジン (CAT)
3. 1,3-ジクロロプロペン (D-D)
4. ダイアジノン
5. フェニトロチオン (MEP)
6. クロロタロニル (TPN)
7. プロピザミド
8. ジクロルボス (DDVP)
9. EPN
10. ベンタゾン
11. カルボフラン (カルボスルファン代謝物)
12. 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)
13. トリクロピル
14. アセフェート
15. イソフェンホス
16. クロルピリホス
17. トリクロルホン (DEP)
18. イプロジオン
19. キャプタン
20. トリクロホスメチル

21. フルトラニル
22. ペンシクロン
23. メタラキシル
24. メプロニル
25. アシュラム
26. ピリブチカルブ
27. ブタミホス
28. ペンディメタリン
29. メコプロップ (MCP)
30. アラクロール
31. カルバリル (NAC)
32. エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)
33. メフェナセツト
34. プレチラクロール
35. イソプロカルブ (MIPC)
36. チオファネートメチル
37. テニルクロール
38. メチダチオン (DMTP)
39. カルプロパミド
40. モリネート
41. プロシミドン
42. アトラジン
43. ダラボン
44. ジメトエート
45. ジクワット
46. ジウロン (DCMU)
47. エンドスルファン (エンドスルフェート、ベンゾエピン)
48. エトフェンプロックス
49. フェンチオン (MPP)
50. グリホサート
51. マラソン (マラチオン)
52. メソミル
53. ベノミル
54. シメトリン
55. フェントエート (PAP)
56. ブプロフェジン
57. エスプロカルブ
58. ダイムロン

59. ビフェノックス
60. ベンスルフロンメチル
61. トリシクラゾール
62. アゾキシストロビン
63. イミノクタジン酢酸塩
64. ホセチル
65. ハロスルフロンメチル
66. フラザスルフロン
67. チオジカルブ
68. プロピコナゾール
69. ピリプロキシフェン
70. トリフルラリン
71. カフェンストロール
72. アルジカルブ
73. アルドリン/ディルドリン
74. クロルデン
75. クロロトルロン
76. シアナジン
77. 2,4-DB
78. 1,2-ジブromo-3-クロロプロパン (DBCP)
79. 1,2-ジブromoエタン
80. 1,2-ジクロロプロパン (1,2-DCP)
81. ジクロロプロップ
82. フェノプロップ
83. エンドリン
84. ヘキサクロロベンゼン
85. イソプロツロン
86. リンデン
87. MCPA
88. メトキシクロル
89. メトラクロル
90. ペンタクロロフェノール
91. 2,4,5-T
92. テルブチラジン
93. DDT及び代謝物